

東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱

25 福保生地第403号

平成25年7月24日

一部改正 26 福保生地第719号

平成26年10月21日

一部改正 27 福保生地第832号

平成27年4月1日

一部改正 2 福保生地第978号

令和2年11月2日

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「平成18年告示第538号」という。）、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日付障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日付障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）又は都が指定する事業者が行う障害者居宅介護従業者基礎研修等事業について定め、障害者（児）の多様化するニーズに対応した専門的な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体（以下「実施主体」という。）は、都又は都が指定する事業者（以下「事業者」という。）とする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、居宅介護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者及び同行援護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

なお、詳細は別紙1のとおりとする。

4 研修の内容

研修は障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程・行動障害支援課程）、行動援護従業者養成研修課程及び同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）とし、各課程の目的、受講対象者及び研修時間は別紙１、カリキュラムは別紙２のとおりとする。

5 研修の方法

（１）研修の方法は以下のとおりとする。

ア 障害者居宅介護従業者基礎研修課程は、講義、演習及び実習により行うものとする。

イ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程）は、講義及び実習により行うものとする。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、講義、演習及び実習により行うものとする。

エ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は、講義及び演習により行うものとする。

オ 行動援護従業者養成研修課程は、講義及び演習により行うものとする。

カ 同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）は、講義及び演習により行うものとする。

（２）講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。この場合においては、添削・面接指導及び評価を適切な教材及び適切と認める方法により行わなければならない。

（３）講義を通信の方法によって行う場合の面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程は３時間以上、重度訪問介護従業者養成研修（追加課程・統合課程・行動障害支援課程）は各々１時間以上、行動援護従業者養成研修課程は１時間以上、同行援護従業者養成研修（応用課程）は１時間以上とする。ただし、重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては、基本研修に相当する講義は、面接指導でなければならない。

6 科目の免除

（１）指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成１５年厚生労働省告示第１１０号。以下「平成１５年告示第１１０号」という。）及び指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成１８年厚生労働省告示第２０９号。以下「平成１８年告示第２０９号」という。）に基づく、視覚障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修課程、全身性障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修課程、知的障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修課程及び日常生活支援従

業者養成研修課程の修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の１のとおり免除することができるものとする。

- (２) 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱に基づき、平成１８年１０月１日以降に実施した視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程及び知的障害者移動支援従業者養成研修課程の修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の研修を受講する場合、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の２のとおり免除することができるものとする。
- (３) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が重度訪問介護従業者養成研修統合課程を受講する場合、重度訪問介護従業者養成研修統合課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の３のとおり免除することができるものとする。
- (４) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程及び追加課程修了者が重度訪問介護従業者養成研修統合課程を受講する場合、重度訪問介護従業者養成研修統合課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の４のとおり免除することができるものとする。
- (５) 基本研修修了者、平成２２年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための施行事業（特定の者）」の研修修了者及び「平成２３年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）」の実施について」（平成２３年１１月１１日付障発１１１１第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく研修の修了者が重度訪問介護従業者養成研修統合課程を受講する場合、重度訪問介護従業者養成研修統合課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の５のとおり免除することができるものとする。
- (６) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和元年厚生労働省告示第２１３号。以下「令和元年告示第２１３号」という。）による改正後の重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者が、行動援護従業者養成研修課程を受講する場合、行動援護従業者養成研修課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の６のとおり免除することができるものとする。
- (７) 平成１５年告示第１１０号及び平成１８年告示第２０９号に基づく、視覚障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修課程の修了者及び東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱に基づき、平成２３年１０月１日以降に実施した、視覚障害者移動支援従業者養成研修課程の修了者が、同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合、一般課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の７のとおり免除することができるものとする。
- (８) 介護福祉士及び介護保険法上の訪問介護員、平成２５年厚生労働省令第１０４号による

改正前の告示第1条第2号に掲げる研修の1級課程、2級課程及び3級課程（旧東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修の各課程を含む。）、訪問介護員養成研修の1級課程、2級課程及び3級課程並びに介護職員基礎研修の修了者、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程の修了者（修了予定者を含む。）並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に定める者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に定める者（以下「実務者研修修了者」といい、実務者研修修了者には修了予定者を含む。）が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合、一般課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙3の8のとおり免除することができるものとする。

- （9）介護業務に従事している者が研修を受講する場合、研修科目の一部を別紙3の9のとおり免除することができるものとする。

7 研修の履修期間

各課程の修了認定のための履修期間は、別紙4のとおりとする。

8 修了の認定

実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証明書を交付するものとする。ただし、重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては、基本研修に相当する講義は筆記試験により修了の認定を行わなければならない。

9 名簿の管理

- （1）実施主体は、全科目を履修し修了証明書を交付する者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した交付名簿を、修了証明書の再交付等に対応できるように永久保存し、管理するとともに知事に提出するものとする。
- （2）知事は、事業者から提出された名簿を適正に管理するものとする。

10 研修の教材

研修の教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるテキスト、副読本、視聴覚教材等を使用すること。

1 1 事業者の指定

知事は、都の区域内において、区市町村及び民間団体等が行う障害者居宅介護従業者基礎研修等事業について、研修事業の課程及び形式ごとに事業者の指定を行うこととする。

なお、指定等について必要な事項は、別に定める。

1 2 留意事項

実施主体は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかななくてはならない。
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者等を指導しなければならない。

1 3 東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業の修了者とみなす場合

- (1) 「平成3年度東京都ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」、平成4年度以降の「東京都ホームヘルパー・施設介護職員養成講習事業実施要綱」、平成10年度以降の「東京都ホームヘルパー養成講習事業実施要綱」、「東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」、改正前の「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業実施要綱」、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修等事業実施要綱」に基づく養成講習（研修）の3級課程を修了した者は、それぞれこの要綱に定める障害者居宅介護従業者基礎研修課程を修了した者とみなす。
- (2) 平成18年9月30日において、平成15年告示第110号に基づく日常生活支援従業者養成研修課程を修了した者及び平成18年告示第209号に基づく日常生活支援従業者養成研修課程を修了した者又は同課程を受講中であって、平成18年10月1日以降に修了した者は、この要綱に定める重度訪問介護従業者養成研修の基礎課程及び追加課程を修了した者とみなす。
- (3) 以下の研修課程を修了した者は、この要綱に定める重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程を修了したものとみなす。
 - ア 令和元年告示第213号による改正後の平成18年告示第538号に基づく行動援護従業者養成研修課程
 - イ 令和2年5月20日付障発0520第1号による改正後の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

ウ 都道府県知事がその区域内でアまたはイに相当すると認めた研修

エ 令和元年告示第213号による改正前の平成18年告示第538号に基づく重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）

（4）以下の研修課程を修了した者は、令和2年12月1日付改正前のこの要綱に定める重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程を修了したものとみなす。

ア 令和元年告示第213号による改正前の平成18年告示第538号に基づく行動援護従業者養成研修課程

イ 令和2年5月20日付障発0520第1号による改正前の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

ウ 都道府県知事がその区域内でア又はイに相当すると認めた研修

（5）平成18年9月30日において、平成15年告示第110号に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修課程を修了した者及び平成18年告示第209号に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者又は同課程を受講中であって、平成18年10月1日以降に修了した者は、この要綱に定める行動援護従業者養成研修課程を修了した者とみなす。

（6）以下の研修課程を修了した者は、この要綱に定める行動援護従業者養成研修課程を修了した者とみなす。

ア 令和2年5月20日付障発0520第1号による改正後の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

イ 都道府県知事がその区域内でアに相当すると認めた研修

ウ 令和元年告示第213号による改正前の平成18年告示第538号に基づく行動援護従業者養成研修課程。ただし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。

（7）以下の研修課程を修了した者は、令和2年12月1日付改正前のこの要綱に定める行動援護従業者養成研修課程を修了した者とみなす。

ア 令和2年5月20日付障発0520第1号による改正前の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

イ 都道府県知事がその区域内でアに相当すると認めた研修

（8）以下の研修課程について、平成23年9月30日において研修課程を修了した者及び同日において同課程を受講中であって、平成23年10月1日以降に修了した者は、この要

綱に定める同行援護従業者養成研修の一般課程を修了したものとみなす。

ア 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱に基づく視覚障害者移動支援従業者養成研修課程

イ 都内区市町村が実施する視覚障害者移動支援従業者養成研修。ただし、区市町村において地域生活支援事業の移動支援事業の従業者要件となる研修に限る。

ウ 他の道府県において、その区域内で「同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると知事が認めた研修」とされている研修

エ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）

14 その他

この要綱に定めるもののほか、障害者居宅介護従業者基礎研修等事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成25年7月24日付25福保生地第403号）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年10月21日付26福保生地第719号）

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付27福保生地第832号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月2日付2福保生地第978号）

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。ただし、令和2年12月1日より前に開始した重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）及び行動援護従業者養成研修については、令和2年12月1日付改正前の別紙2「障害者居宅介護従業者基礎研修等カリキュラム」における「5 重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）」及び「6 行動援護従業者養成研修課程」に定める内容並びに別紙3「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業免除科目及び時間」における「6 6の（6）の規定に基づく受講者の免除科目及び時間」に定める内容は、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

障害者居宅介護従業者基礎研修等の目的・受講対象者・研修時間

課 程	目 的	受講対象者	研修時間
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得すること。	居宅介護従業者の入門として受講を希望する者	50時間
重度訪問介護従業者養成研修(基礎課程)	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得すること。	重度訪問介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	10時間
重度訪問介護従業者養成研修(追加課程)	基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者等に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得すること。	重度訪問介護従業者養成研修(基礎課程)修了者	10時間
重度訪問介護従業者養成研修(統合課程)	重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、追加課程並びに「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める基本研修(以下「基本研修」という。)を統合したもの	重度訪問介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	20.5時間
重度訪問介護従業者養成研修(行動障害支援課程)	重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得すること。	重度訪問介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	12時間
行動援護従業者養成研修課程	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得すること。	行動援護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	24時間

同行援護従業者養成研修（一般課程）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること。	同行援護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	20時間
同行援護従業者養成研修（応用課程）	一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得すること。	同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者	12時間

障害者居宅介護従業者基礎研修等カリキュラム

1	障害者居宅介護従業者基礎研修課程	合計	50時間
	(1) 講義	計	25時間
	ア 社会福祉に関する知識	小計	7時間
	(ア) サービス提供の基本視点		3時間
	(イ) 障害者（児）福祉の制度とサービス		2時間
	(ウ) 高齢者保健福祉制度とサービス		2時間
	イ ホームヘルプサービスに関する知識と方法	小計	13時間
	(ア) ホームヘルプサービス概論 ※1		3時間
	(イ) サービス利用者の理解		3時間
	(ウ) 介護概論		3時間
	(エ) 家事援助の方法		4時間
	ウ 関連領域の基礎知識	小計	5時間
	(ア) 医学の基礎知識		3時間
	(イ) 心理面への援助方法		2時間
	(2) 演習	計	17時間
	ア 共感的理解と基本的態度の形成		4時間
	イ 介護技術入門		10時間
	ウ ホームヘルプサービスの共通理解		3時間
	(3) 実習	計	8時間
	在宅サービス提供現場見学	小計	8時間
	(ア) デイサービスセンター見学		5時間
	(イ) ホームヘルプサービス同行訪問見学		3時間

※1 (1)－イ－(ア)「ホームヘルプサービス概論」において、居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。

2	重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）	合計	10時間
	(1) 講義	小計	3時間
	ア 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ※1		2時間
	イ 基礎的な介護技術に関する講義		1時間
	(2) 実習 ※2	小計	7時間
	ア 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習		5時間
	イ 外出時の介護技術に関する実習		2時間

※1 (1)－ア「重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義」において、重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。

※2 実習は、実習時間の半数を超えない範囲の時間数については、適当な演習指導者の指導の下に行われる演習に代えることができる。

3 重度訪問介護従業者養成研修（追加課程）

合計 10時間

(1) 講義	小計	7時間
ア 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義		4時間
イ コミュニケーションの技術に関する講義		2時間
ウ 緊急時の対応及び危険防止に関する講義		1時間
(2) 実習 ※1	小計	3時間
ア 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習		3時間

※1 実習は、実習時間の半数を超えない範囲の時間数については、適当な演習指導者の指導の下に行われる演習に代えることができる。

なお、基礎課程と追加課程とを一体的に実施する場合には、実習合計時間の半数を超えない範囲の時間数については、適当な演習指導者の指導の下に行われる演習に代えることができる。

4 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）

合計 20.5時間

(1) 講義	小計	11時間
ア 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ※1		2時間
イ 基礎的な介護技術に関する講義		1時間
ウ コミュニケーションの技術に関する講義		2時間
エ 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① ※1		3時間
オ 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② ※1		3時間
(2) 演習	小計	1時間
ア 喀痰吸引等に関する演習 ※1		1時間
(3) 実習 ※2	小計	8.5時間
ア 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習		3時間
イ 外出時の介護技術に関する実習		2時間
ウ 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習		3.5時間

※1 (1)－ア「重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義」、(1)－エ「喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①」、(1)－オ「経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②」及び(2)－ア「喀痰吸引等に関する演習」は、基本研修に相当する研修課程とする。

※2 実習は、実習時間の半数を超えない範囲の時間数については、適当な演習指導者の指導の下に行われる演習に代えることができる。

5	重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程） ※1	合計 12時間
	(1) 講義	小計 6.5時間
	ア 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5時間
	イ 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5時間
	(2) 演習	小計 5.5時間
	ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1時間
	イ 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3時間
	ウ 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5時間

※1 各科目の内容は、令和2年5月20日付障発0520第1号による改正後の「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成29年8月3日付障発0803第1号。以下「強度行動障害支援者養成研修事業運営要領」という。）に定める強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)のカリキュラムの内容に従ったものとする。

6	行動援護従業者養成研修課程 ※1	合計 24時間
	(1) 講義	小計 10時間
	ア 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5時間
	イ 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5時間
	ウ 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3時間
	エ 強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5時間
	(2) 演習 ※2	小計 14時間
	ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1時間
	イ 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3時間
	ウ 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5時間
	エ 障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3時間
	オ 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3時間
	カ 記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5時間
	キ 危機対応と虐待防止に関する演習	1時間

※1 各科目の内容は、令和2年5月20日付障発0520第1号による改正後の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に定める強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のカリキュラムの内容に従ったものとする。

※2 演習は、適当な実習指導者の指導の下に行われる実習に代えることができる。

7 同行援護従業者養成研修（一般課程）

合計 20時間

(1) 講義		小計 12時間
ア	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1時間
イ	同行援護の制度と従業者の業務	2時間
ウ	障害・疾病の理解①	2時間
エ	障害者（児）の心理①	1時間
オ	情報支援と情報提供	2時間
カ	代筆・代読の基礎知識	2時間
キ	同行援護の基礎知識	2時間
(2) 演習 ※1		小計 8時間
ア	基本技能	4時間
イ	応用技能	4時間

※1 演習は、適当な実習指導者の指導の下に行われる、別に定める施設における移動支援に関する実習に代えることができる。

8 同行援護従業者養成研修（応用課程）

合計 12時間

(1) 講義		小計 2時間
ア	障害・疾病の理解②	1時間
イ	障害者（児）の心理②	1時間
(2) 演習 ※1		小計 10時間
ア	場面別基本技能	3時間
イ	場面別応用技能	3時間
ウ	交通機関の利用	4時間

※1 演習は、適当な実習指導者の指導の下に行われる、別に定める施設における移動支援に関する実習に代えることができる。

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業免除科目及び時間

1 6の(1)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

- (1) 視覚障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修課程、全身性障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修課程及び知的障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修課程修了者

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	障害者（児）福祉の制度とサービス	2 時間
	ホームヘルプサービス概論	3 時間

- (2) 日常生活支援従業者養成研修課程修了者

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	ホームヘルプサービス概論	3 時間

2 6の(2)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

- 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修の視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程及び知的障害者移動支援従業者養成研修課程修了者

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	障害者（児）福祉の制度とサービス	2 時間
	ホームヘルプサービス概論	3 時間

3 6の(3)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	基礎的な介護技術に関する講義	1 時間
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3 時間
	外出時の介護技術に関する実習	2 時間

4 6の(4)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	コミュニケーションの技術に関する講義	2 時間
	基礎的な介護技術に関する講義	1 時間
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3 時間
	外出時の介護技術に関する実習	2 時間
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3. 5 時間

5 6の(5)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2 時間
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3 時間
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3 時間
演習	喀痰吸引等に関する演習	1 時間

6 6の(6)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1. 5時間
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5時間
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1時間
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3時間
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1. 5時間

7 6の(7)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1時間
	同行援護の制度と従業者の業務	2時間
	障害・疾病の理解①	2時間
	障害者（児）の心理①	1時間
	同行援護の基礎知識	2時間
演習	基本技能	4時間
	応用技能	4時間

8 6の(8)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1時間
	障害・疾病の理解①	2時間
	障害者（児）の心理①	1時間

9 6の(9)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

(1) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

従事した介護業務	免除科目（実習）	時 間
在宅サービス提供事業所等で従事する者	在宅サービス提供現場見学 デイサービスセンター見学	5時間
ホームヘルプサービスに従事する者	在宅サービス提供現場見学 ホームヘルプサービス同行訪問見学	3時間

(2) 前記(1)の免除については、現任であることを前提としているが、過去3年間に6か月継続的に(週1回以上)従事したことがある者も含む。

研修の履修期間

課 程		期 間
障害者居宅介護従業者基礎研修課程		原則として4か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、8か月以内とする。
従業者養成研修 重度訪問介護	基礎課程・追加課程	基礎課程又は追加課程のみ実施する場合は、原則として1か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、2か月以内とする。 基礎課程と追加課程を一体的に実施する場合は、原則として2か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、4か月以内とする。
	統合課程	原則として2か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、4か月以内とする。
	行動障害支援課程	原則として1か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、2か月以内とする。
行動援護従業者養成研修課程		原則として2か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、4か月以内とする。
同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）		一般課程のみを実施する場合は、原則として2か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、4か月以内とする。 応用課程のみを実施する場合は、原則として1か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、2か月以内とする。 一般課程と応用課程を一体的に実施する場合は、原則として3か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、6か月以内とする。

東障 0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0

修 了 証 明 書

修了者氏名

生年月日 年 月 日生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成 1 8 年 9 月 2 9 日厚生労働省告示第 5 3 8 号) に規定する研修の
課程を修了したことを証明する。

修了年月日

実施主体名

代表者 (役職及び氏名)

東障 0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0

修了証明書（携帯用）

修了者氏名
生年月日 年 月 日生

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める
もの（平成 1 8 年 9 月 2 9 日厚生労働省告示第 5 3 8 号）に規定
する研修の 課程を修了したことを証明す
る。

修了年月日

実施主体名
代表者（役職及び氏名）